

## 第 1 0 6 号議案

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 6 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区整備計画区域の部駅周辺地区①の項及び駅周辺地区②の項中「第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。